

重要事項説明書

1. 当法人の概要

名称	法人種別	一般社団法人 海老名市医師会
代表者名		会長 高橋 裕一郎
所在地		海老名市さつき町 41番地
電話番号		046-234-3241
併設事業所		海老名市さつき町地域包括センター

2. 事業所の概要

事業所名	海老名市医師会 訪問看護ステーション
事業所指定番号	神奈川県 1464290003
管理者	小柳 陽子
連絡先	電話 046-234-1213
訪問地域	海老名市全域 座間市 寒川町 綾瀬市 厚木市

3. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人員
看護師	訪問看護・予防訪問看護	常勤 3名 非常勤 2名

4. 営業時間

月曜日～金曜日 午前 8時30分～ 午後 5時
※ 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）の期間はお休みさせていただきます。

5. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号	046-234-1213
	FAX番号	046-234-1058
	責任者	小柳 陽子
	対応時間	平日 8:30～17:00

- 公的機関においても、苦情等の申し出ができます。

市長村 保健福祉部 介護保険課	所在地	海老名市勝瀬 175番地の1
	電話番号	046-235-8232
	対応時間	平日 8:30～17:00

神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	平日 9:00～17:00

6. 事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

7. その他運営についての留意事項

- 当事業所は、看護師の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとした。また、業務体制を整備する。
 - 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 継続研修 年数回
- 看護師等は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるた看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一般社団法人 海老名市医師会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 医療DX推進の体制に関する事項
ア、看護師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること
イ、マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。

